

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1	〔略〕				1	〔略〕			
2	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき450円。ただし、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合は、1通につき350円とする。	交付のとき。	2	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	〔同左〕	〔同左〕
3	〔略〕				3	〔略〕			
	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。5の2の項において同じ。）により戸籍電子	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件につき 400円	発行のとき。					

3の2	<u>証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u>				〔新設〕
4	<u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</u>	<u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料</u>	1通につき 750円	交付のとき。	4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 〔同左〕 〔同左〕
5	〔略〕				5 〔略〕
	<u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号の</u>	1件につき 700円	発行のとき。	

5の2	<p>識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	発行手数料			〔新設〕
6	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明</p>	<p>届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他区長の受理した書類の記載事項の証明書又は届出等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円とする。</p>	<p>交付のとき。</p>	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項</p> <p>届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他区長の受理した書類の記載事項の証明書の交付手数料</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p>

	書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付			
7	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書その他区長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円	閲覧のとき。
8 ~ 26	〔略〕			

備考

- 〔略〕
- この表の規定にかかわらず、法律で条例に定めるところにより戸籍に関し無料で証明を行うことができることとされている場合であって、当該法律に規定する者が戸籍に関する証明書の交付の請求をしたときの手数料は、無料とする。ただし、当該請求が戸籍法第120条の2第1項の規定に基づくものにあつては、当該請求をした者が区内に住所を有する場合に限り無料とする。
- 4 〔略〕

2 保健衛生・環境関係 〔略〕

3 建築・都市計画・土木関係

番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ~ 65 の2	〔略〕			
	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に	適合証が提出された場合における低炭素建築	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつ	認定申請のとき。

	の証明書の交付			
7	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書その他区長の受理した書類の閲覧手数料	書類1件につき 350円	〔同左〕
8 ~ 26	〔略〕			

備考

- 〔略〕
- この表の規定にかかわらず、法律で条例に定めるところにより戸籍に関し無料で証明を行うことができることとされている場合であって、当該法律に規定する者が戸籍に関する証明の申請をしたときの手数料は、無料とする。
- 4 〔略〕

2 保健衛生・環境関係 〔略〕

3 建築・都市計画・土木関係

番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ~ 65 の2	〔略〕			
	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から69の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査

物新築等計画認定申請手数料

た場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。

〔略〕

共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 〔略〕

イ 共用部分（住宅の用に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項から69の項までにおいて同じ。）

(ア)～(オ) 〔略〕

ウ 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）

(ア)～(オ) 〔略〕

一戸建ての住宅及び共同住宅

〔略〕
〔同左〕

ア 〔略〕
イ 〔同左〕

(ア)～(オ) 〔略〕

(カ) $\frac{10,000 \text{平方メートルを} \text{超え、} 25,000 \text{平方メートル以内のもの}}{160,000 \text{円}}$

(キ) $\frac{25,000 \text{平方メートルを} \text{超えるもの}}{200,000 \text{円}}$

ウ 〔同左〕

(ア)～(オ) 〔略〕

(カ) $\frac{10,000 \text{平方メートルを} \text{超え、} 25,000 \text{平方メートル以内のもの}}{160,000 \text{円}}$

(キ) $\frac{25,000 \text{平方メートルを} \text{超えるもの}}{200,000 \text{円}}$

〔同左〕

			等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額 ア～オ 〔略〕				ア～オ 〔略〕 カ $\frac{10,000 \text{ 平方メートル}}{\text{を超え、} 25,000 \text{ 平方メートル以内のもの}} \frac{160,000 \text{ 円}}{\text{キ}} \frac{25,000 \text{ 平方メートル}}{\text{を超えるもの}} \frac{200,000 \text{ 円}}{\text{キ}}$	
67	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 〔略〕 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア 〔略〕 イ 共用部分 (ア)～(オ) 〔略〕 ウ 非住宅の部分 (ア)～(オ) 〔略〕	認定申請のとき。	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕 〔略〕 〔同左〕 ア 〔略〕 イ 〔同左〕 (ア)～(オ) 〔略〕 カ $\frac{10,000 \text{ 平方メートル}}{\text{を超え、} 25,000 \text{ 平方メートル以内のもの}} \frac{429,000 \text{ 円}}{\text{キ}} \frac{25,000 \text{ 平方メートル}}{\text{を超えるもの}} \frac{500,000 \text{ 円}}{\text{ウ}} \frac{\text{キ}}{\text{キ}}$ ウ 〔同左〕 (ア)～(オ) 〔略〕	〔同左〕

			<p>一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額 ア～オ 〔略〕</p>			<p>(カ) <u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> 789,000円 (キ) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> 900,000円 〔同左〕</p> <p>ア～オ 〔略〕 カ <u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> 789,000円 キ <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> 900,000円</p>	
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 〔略〕 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア 〔略〕 イ 共用部分 (ア)～(オ) 〔略〕</p>	変更認定申請のとき。	〔同左〕	〔同左〕	<p>〔同左〕</p> <p>〔略〕 〔同左〕</p> <p>ア 〔略〕 イ 〔同左〕 (ア)～(オ) 〔略〕</p>	〔同左〕

68			<p>ウ 非住宅の部分 (ア)～(オ) 【略】</p> <p>一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額 ア～オ 【略】</p>		68			<p>(カ) <u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> <u>112,000円</u></p> <p>(キ) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>140,000円</u></p> <p>ウ 【同左】</p> <p>(ア)～(オ) 【略】</p> <p>(カ) <u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> <u>112,000円</u></p> <p>(キ) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>140,000円</u></p> <p>【同左】</p> <p>ア～オ 【略】</p> <p>カ <u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> <u>112,000円</u></p> <p>キ <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>140,000円</u></p>	
	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 【略】 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>		【同左】	【同左】	<p>【同左】</p> <p>【略】 【同左】</p>	【同左】

69			<p>掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。</p> <p>ア [略] イ 共用部分 (ア)~(オ) [略]</p> <p>ウ 非住宅の部分 (ア)~(オ) [略]</p> <p>一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額 ア~オ [略]</p>		69		<p>ア [略] イ [同左] (ア)~(オ) [略] (カ) <u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> <u>247,000円</u> (キ) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>290,000円</u> ウ [同左] (ア)~(オ) [略] (カ) <u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> <u>427,000円</u> (キ) <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>491,000円</u> 〔同左〕</p> <p>ア~オ [略] カ <u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> <u>427,000円</u> キ <u>25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>491,000円</u></p>	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件につき、次に掲げる額 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する	計画提出又は計画通知のとき。	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第	〔同左〕	〔同左〕 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非	〔同左〕

70	第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定		非住宅部分をいう。以下同じ。の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合 次に掲げる当該部分の床面積の合計に応じた額 ア～カ 【略】 【略】		70	1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定		住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合 次に掲げる当該部分の床面積の合計に応じた額 ア～カ 【略】 【略】	
71	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件につき、次に掲げる額 ・ 【略】	変更計画提出又は変更計画通知のとき。	71	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	〔同左〕	〔同左〕 ・ 【略】	〔同左〕
72	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から75の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 【略】 以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。） ア～イ 【略】	認定申請のとき。	72	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から75の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	〔同左〕	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 【略】 〔同左〕 ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。） ア～イ 【略】	〔同左〕

			イ〔略〕	
73	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 ・〔略〕	認定申請のとき。
74	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 ・〔略〕	変更認定申請のとき。
75	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 ・〔略〕	変更認定申請のとき。
76	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同法第2条第1項第3号の建築	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額 ・〔略〕	認定申請のとき。

			イ〔略〕	
73	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	〔同左〕	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 ・〔略〕	〔同左〕
74	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出されたものに対する審査	〔同左〕	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 ・〔略〕	〔同左〕
75	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	〔同左〕	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 ・〔略〕	〔同左〕
76	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同法第2条第1項第3号の建築物	〔同左〕	〔同左〕 ・〔略〕	〔同左〕

	物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類（以下この項及び次項において「適合証」という。）が提出された場合に対する審査			
77	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額 ・ [略]	認定申請のとき。
78	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明申請手数料	1件につき、次に掲げる額 ・ [略]	証明申請のとき。
79 ～ 86	[略]			

備考

- 1・2 [略]
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の70の項の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物

	エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類（以下この項及び次項において「適合証」という。）が提出された場合に対する審査			
77	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	[同左]	[同左] ・ [略]	[同左]
78	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明の申請に対する審査	[同左]	[同左] ・ [略]	[同左]
79 ～ 86	[略]			

備考

- 1・2 [略]
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の70の項の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物工

エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の71の項の規定により算出した額とする。

5 〔略〕

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 〔略〕

8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、同項に規定する申請建築物の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の72の項又は73の項の規定により算出した額とする。

11・12 〔略〕

エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の71の項の規定により算出した額とする。

5 〔略〕

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 〔略〕

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、同項に規定する申請建築物の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の72の項又は73の項の規定により算出した額とする。

11・12 〔略〕

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表 3 建築・都市計画・土木関係の部70の項から78の項まで並びに同部備考3、備考4、備考6及び備考8から10までの改正規定は、同年4月1日から施行する。